

公 募

下記により公募を実施します。応募される方は、公募要領に基づき応募ください。

1 件名

令和6年度クレジットカード方式による公共料金等の決済業務

2 応募資格

- (1)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2)予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、登録されている者であること。
- (4)経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (5)仕様書に掲げる必須条件を全て満たす者であること。
- (6)農林水産省からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3 公募要領を交付する場所及び日時

- (1)場所：〒185-8511 東京都国分寺市戸倉1-15-1 動物医薬品検査所会計課用度係

電話：042-321-1880

電子メールによる交付を希望する場合は、件名に1の業務名を記載し、本文に住所、会社名、担当者名、電話番号を記載の上、下記メール宛に申請すること。なお、1日経過しても返信が無い場合は上記まで電話すること。

メール送付先：nval-kaikei@maff.go.jp

- (2)日時：令和6年7月11日から令和6年7月30日

（ただし、行政機関の休日を除く、午前9時から午後5時まで）

4 応募期限及び応募先（問い合わせ先）

- (1)応募期限：令和6年7月30日（火）午後5時

- (2)応募先：動物医薬品検査所会計課用度係

5 その他

有効な応募が複数ある場合には、くじ引き抽選により1者を決定することとする。

以上、公募します。

令和6年7月11日

支出負担行為担当官

動物医薬品検査所長 嶋崎 智章

お 知 ら せ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当所のホームページ(<https://www.maff.go.jp/nval/>)をご覧ください。